

ります。従来日本の歴史上何百年来やつて来た撃剣であり、撃剣道具、それがかつてつたことがないものをここに新しくとるといふのならば、新しく税をとるのであるから何らかの法律的根拠がなければならぬのではないかと質問を、実は国税庁長官にいたしたのであります。もし従来もとれておつたのだけれども、ただ徴税をしなかつたのだというならば、会計法の第三條に、きまつた税金はとらなければならぬといふことになつておるが、とらぬでよろしいといふ何らかの法律的根拠がなければならぬ。私はおそろしくこれはまつたく新しく税をとるものだと思う。それならば法律上の根拠を示してもらいたいという質問をいたしましたところが、いろいろ審議された結果、当時の国税庁長官はかわつて、平田君になつておりましたけれども、結局その通達を取消して、従来まゝの扱いで行くといふことで、全国的に通達を出してもらつてやめたのであります。そのときに税をかける理由は、コリント・ゲームといふものに對しては従来かかつておつたが、パチンコにはかかつていなかった。パチンコはコリント・ゲームの類推——類推といふ言葉は適當でないかもしれませんが、パチンコも、大体コリント・ゲームの類推でパチンコにかけておる例があります。そこで撃剣道具は、フエンスシングの道具にかかつておるから、フエンスシングの類推でかけるのだ、こういうのです。私はそれは違ふと思う。パチンコといふのは、従来まつたくなかつたものが出て来たのですから、ある類推でかけるといふことも認められるかもしれませんが、撃剣道具のごとき昔か

ら厳然として存在しておつて、かつて生産も消費も認められたことのないものに新しくかけるといふことは、私は新しい税と見ないわけに行かない。従つて法律的根拠がなければいかぬ、こういうのが私の論拠です。それはいれられましたが、その国税庁の通達といふものは非常な權威を持つておるのであります。幸いにしてそのときは私の申し上げたことが国税庁で取上げられましたが、協議団あたりに行けば、すでに通達が出てゐる以上は、これはわれ／＼にはどうにもならぬのだ、こういう例はほかにもたくさんあるのです。

もう一つの例を申し上げますれば、私は主税局長にも個人的にちよつと申し上げたことがあると思ひますが、たとえば人形に對する物品税と人形のケースに對する物品税は別々になつておる。ところが昭和二十八年に至るまでは、やはり通達によつて、ケースの中に入形を入れて売る場合におきましては、人形屋にかけ、こういうことに通達できまつておつた。ところが二十八年から、これまでのやり方は適當でないといふことで、やはり法律で定まつておるやうに、ケースのメーカーが別にあるのでありますから、ケースはケースでかける、それから人形は人形で別にかける、こういうことに改正されたために、人形屋がケースに對する物品税まで払ふといふことがなくなつたのです。ところが人形屋自身の氣持から考えますと、法律で定まつておつたのではなしに通達できまつておつた、具體的事例はこういうところから起つて来たのです。人形屋が物品税の滞納があつて差押えをされ、まさにつづ

れるやうな場面になつた。ところがその人形屋——もちろん人形屋のごときでありますから、きわめて小さな零細な業者であります。従来も物品税を百万以上払つてゐる。ところがまだ六十万ばかりのものが払えなくて差押えをされて、競売をされるというやうな生きた死ぬかの場面になつた。そのときに思ひ起したことは、二十八年まで自分が払つた税金の中にはケースの物品税も入つてゐる。もしあのケースの物品税が二十八年以後のごときケースの生産者にかつて、人形屋は払つていないといふ今日と同じやうな状況であつたとしたら、自分がこれまで払つた物品税で今の滞納分は全部消えてしまふのだ、自分の事業もつぶれずに済む。これは私は業者自身としては無理もない考えだと思ふ。ところが協議団の方へ話をいたしました。ところが二十八年に、それまでのやり方は適當でないからケースはケース、人形は人形といふやうにかつたが、その以前においては、やはり国税庁の通達によつて税務署が扱つてゐるのであるから、協議団としては何とも言えない、こういう返答なのであります。(いいところをついたぞ)と呼ぶ者あり(静かに、御清聴を願ひます。これは春日一幸君の方なんかにもしば／＼起る現象だと思ひます。(ゆつくりやつてくれ)と呼ぶ者あり)大蔵大臣がお見えになつたらさつそくやめます。(時間かせぎはつらい)と呼ぶ者あり、笑聲(そういうふうなことで、国税庁の通達といふものが、私が強硬に申し上げたので撃剣道具の場合には修正されましたけれども、しかし原則としては一旦出した通達を取消すといふことは非常に困難で

あります。こういうふうな一、二の例をあげましたが、途中で取消さなければならぬやうな通達——撃剣道具の場合は、前に税を徴収しておらなかつたからまだよろしいやうなものでありますけれども、今の人形ケースのやうな場合について、これまでのやり方が法律の建前から見て適當でないといふのは正された場合に、その前に払つておつた税といふものについて大蔵當局としてはどういふ扱いをされる方針でありますか、伺いたいと思ひます。

○渡辺政府委員 御承知のように、国税庁で今お話のやうな通達を出してあります。考え方としては、私は、これは、現在におきましてはお話のやうに、法律に従つてのみ課税できるのであります。従ひまして法律によらずして税金を課税することはできないし、国民としても、法律によらずして税金を納める義務はない。従ひまして税に關する事項は法律で定めていただく。割合にささいなことでございますが、法律できつておる性格によりまして、法律できつておる性格によりまして、委任命令の形におきまして政令で定める、あるいは省令で定める。そこにはつきりした明確な線が引かれ、これは課税になる、これは課税にならないといふことが當然なされるべきであらうなものである。これは原則的にさうであります。ところが今お話になりましたやうな事例についてでもございまして、所得税などにおきまして、非常にいろいろ／＼なケースがある。所得税などにおきまして、あらゆる職業、あらゆる形における所得といふものが一応課税の対象になつて参ります。従つて

法律によつてかなり詳細に御規定願ひ、さらにそれに委任命令の形で詳細に規定いたしましたも、いろいろ／＼まだその規定だけではちよつとはつきりすく右左だといふことがわかり得ないやうなケースが出て来る場合が間ございまして、そこで国税庁の通達といふ形におきまして、一応こういう場合を出しておりますが、これは法律的な性格からいいますと、国税庁の監督下にあるものだけが拘束されるものと見るしかない。いわば一種の訓令である。

甲の税務署では右の方に解釈し、乙の税務署では左の方に解釈する、これでは納税者に対して御迷惑のかかることも察知されますし、少くともこれだけの法律なり、これだけの命令なりからいへば全部解釈して行けば、この事例についてはこういう解釈にならざるを得ないといふことが、法律の一般的な解釈の結論として出ました場合、少くとも国税庁の監督下にある国税局、税務署におきましてはその解釈に従うべきだ。しかしこれはどこまでも一種の解釈通達でありまして、その拘束力は国税庁の監督下にあるものだけが受けるわけでございますので、その解釈は間違ひであるといふことは、納税者としては幾らでも争ひ得るところだと思ひます。従ひまして、国税庁の解釈がはたして正しいものか、それは間違つていて納税者の御主張の方が正しいものか、これは最終的には裁判所で定めてもらふべき問題であります。ただそれだけに法律にあらざる場合を規定して、解釈もそう二様にわかれないうな規定を法律につくり命令につく

る。これはわれ／＼一応立案者として、現
在争いの一応あつた場合における第一
段階のものとして、協議団の制度があ
るわけでございます。確かに今お話
のように、国税庁の通達が出ておりま
す、よかれあしかれ国税庁の通達があ
れば、これはやむを得ないといった

ようなことを現実にはやつてゐるのじ
やないかと思ひますが、私は将来の間
題として、そこは大いに反省し
てみなければならぬと思ふ。協議団
のように、ほんとうの執行機関と違
ひまして、ある意味において争いを判定
しようという機関であれば、一応国税
庁の通達を直らないのにすぐそれに
違つた解釈を下すことは、国税庁の監
督下にある協議団としてはいか
かと思ひますが、しかし国税庁の通達
にしましても、これは非常におかしい
じやないかという場合には、協議団と
しては国税庁の方にその意見をよく言
つてやつて、それで国税庁の方から、
いや協議団としてはそう思つていて
も、実はこういうわけだからこうだ
というふうな、納得を得るような手段を
講ずべきじやないか。これはあえて協
議団だけに限りませんで、実は税務署
とか国税局においても、従来ずっとや
つては来ております。国税庁の通達に
よればこうなつてゐる、しかし現実の
事実と結びつけてみますと、この通達
の通りにやつたのではどうも現実の事
実と合はぬ。従つてこれはどう改正す
べきかと思ふが、国税庁の意見いか
ん、こういう照会を国税庁に出す。従
つてそういう場合には、貴見の通り扱
つてさしつかえないということはよく
やつておりますが、協議団におきまし
ても、やはりそういう意味の、どうも
国税庁の通達が現実の具体的な事例に
おいてはうまく当てはまらない、解釈
上おかしいというときは、国税庁の方
に申し出て、よく解釈をはつきりきめ
まして、なるほどと思ふ解釈に持つて
行つて事を運ぶべきじやないか。これ
は国税庁等にもよく話してみようと思

つております。過去においても実はや
つてゐるのですが、それが今のお話で
ございまして、十分に行つていないよ
うなお話でございまして……。それ
で国税庁通達というものは、お話のよう
に確かに現実の問題としては非常に権
威があるように見えておりますが、し
かしそれは先ほど来申しましたよう
に、どこまでもそのほんとうの拘束
力といひますか、法的というのでも少
しどうかと思ひますが、拘束力を持つて
おりますのは、国税庁管下の国税局、
税務署を拘束するものでして、その趣
旨といひますところは、法律の命令
で十分予期しない事態におつかりまし
た場合におきまして、甲の税務署と乙
の税務署で言うことが違ふのでは、納
税者としても非常に迷われるだろう、
従つてそれは統一した解釈をして行こ
う、こういう意味で出しているわけ
でございまして、その解釈が正しいもの
であればもちろん問題ないのですが、
いろいろ御意見を伺つてみると、どう
もこれはちよつと無理があるからとい
つて直す、こういう場合もあるわけ
でございまして、これは直すこと自体が実
は悪いのではなくて、直さなければなら
ぬような通達を初めに出したことが
悪いのではないかと思ひます。従いま
してわれ／＼といひましては、その
際においては十分その点は検討して、
遺憾なきを期して参りたい、かように
考えております。

○山本(藤)委員 たとえば今の人の形
のケースの場合のように、これまでの通
達の取扱ひ方をかえた場合、かえた理
由は、おそらくこれまでのやり方が適
当であつたというのなからかえないだろ
う。つまり適切でなかつたというので

今度かえたとなると、前の場合には、
人形屋そのものが自分のつくつたもの
でないケースの物品税を払つてゐる。そ
うして今度の場合には、ケースはケー
スの生産者が払い、人形は人形屋が自分
のだけを払う、そういうふうな前のを修
正した場合に、やはり納税者としては、
前の分は適切でなかつたというのであ
つたとするならば、そのときに自分の
払つたケースの物品税というものは払
い過ぎだと思ふ。それが金のあるうち
なら、職人上りですから文句はないの
ですけれども、しかし今滞納でもう労
役に行かなければならぬ。つまり、と
ても払えないのだから、いよ／＼労役
に行くよりほかはないというような場面
になつたときに、前の通達によつて自
分たちが払つた分を、もしそれは払い
過ぎだとして扱つてもらへば、もう今
の滞納はなくなつてしまふ。無事に助
かる。これは業者として生きるか死ぬ
かの問題です。だからそういう場合に
一体大蔵省はどう判断されるか。それ
をいくつを言へば、前のも適當、あと
のも適當だが、しかし考えるところが
あつてかえたのだというような説明も
つくかも知れません。しかし前のが適
切ならかえるわけはない。それはケー
スはケースで物品税というものがちや
んときまつてゐるのですから、それを
便宜上ケースの中に人形を入れて売つ
た場合は、その人形でとるといふよう
にやつたかも知れぬが、しかしその結
果余分に人のものを払うことになつた
ということが不都合であるからという
のでかえたに相違ないと思ふ。いかが
でしょうか。これは現実の問題ですか
ら。

○渡辺政府委員 今の問題ですが、
いろいろ抽象論として考えてみます
と、いろいろ場合が考えられます
が、具体的な問題に非常に結びついて
おりますので、一応国税庁の方の意見
も聞いた上で——ここで御答弁申し上
げますのはやはり相當の權威を持つた
御答弁でないといふやうな行かぬと思ひ
ますので、国税庁の方のいろいろな経緯
を私も聞いておりませんから、聞い
た上ではつきり御答弁申し上げるよう
にさせていただきますと思ひます。至
急国税庁に聞いてみますから、ちよつ
と御猶予願ひたいと思ひます。

○小川(豊)委員 専売公社の方にお尋
ねしたいのですが、次官が見えてゐる
から、ひとつ伺ひたい。第十九回通常
国会提出法律案調べという書類の第三
に、塩の専売組合法案というのがあり
まして、こういうものを二月下旬に提
出するといふので、提出する理由を概
略お聞きしておつたところが、急にこ
れは提案を見合せた、こういうふうに
聞いていたので、われ／＼もそのつも
りでおつたところが、最近にその出そ
うとする法案の内容を、今度は指導だ
といふことで、公社の方でしきりに各
元売業に対してやつておられるよう
であります。法案を出さなければなら
ないのかかわらず、法案はひつひと
しまつて、今度はそういうことを指導
でやるということは、ちよつとよくは
ふに落ちないと思ふのですが、それ
も指導でやつてのけしてしまふつも
りなのか。それとも改正してやるつも
りなのか。こういうあやふやなものでは
いけません。当然法案を出すなら出してやる
べきであつて、指導などというあやふ
やなものでやるべきではない。こう思
うけれども、これは大蔵省関係でもあ

るから次官からひとつ……。

○植木政府委員 塩の販売組合の問題に關連いたしまして、現下の状況にかんがみて、適切な法律をつくる必要があると最初當局は考へておつたのであります。その後部内におきましていろいろ研究いたしましたところが、その研究の結果は、必ずしもこの際法律を必要としないかといふところ、な結論が出来まして——むしろその中にはぜひ法律を要する部分もあつたのであります。それは必ずしもこの際立法化する必要がないのではないかと、いふような結論になりまして、今回の国会には見合せよう、こうなつた次第であります。ところが突如といつたしましては、現在の塩の元売り会社間におきまして不当な競争が行われ、それがいろいろ弊害を起す一つの原因になつてゐることが看取せられますので、なるべくこれを今お述べになりました言葉を拝借するならば指導でもつてやつて行きたい、こういうような考え方で行きたいのであります。仰せの通り、この指導の範圍がもし法律を必要とするような問題をも無理に強制するとか、あるいは無理に強干渉するといふことになりまして、そこにははなはだまづい点が起ると思ひますが、一応指導と申し、あるいは干渉と申しますのは、なるべく納得づくで話がつくならばつけて行きたい、こういう方針で穏やかな運営をはかりたい、こういう趣旨でやつてゐるのであります。もし具体的な例で行き過ぎがあるようなことがありましたらば、ぜひこれは是正させてもらいたい、かように考へております。

○小川(豊)委員 塩は今のような制度

でやられてゐるんだが、そういう不当な競争とかなんといふものが起るといふこと自体が私はおかしいと思う。区域がきめられておき、きわめて細密にいろいろ条件がきめられてゐるにかかわらず、不当な競争を避けるといふこと自体がおかしいので、これはわれわれから考へると、競争というならば、もうサービス以外に競争といふものはない。そのサービスまでもしなないでいふような形に持つて行つてやろうとすると非常に不明朗なものであると同時に、それを法案を提出して改正してやろうと考へたにかかわらず、そしてそれに對してわれわれが質問を始めたところが、提案を見合せるから、とこういうことであつた。提案を見合せるならそれでいいだろと思つておつたところが、今度は指導でやる。やるならば堂々と改正してやるべきだ、それを改正せずに指導といふようなあやふやなもので進めることに對してはきわめて疑義があるが、この点についてはあとであれします。

次に遊興飲食税の問題等では輿論の傾向を考へて国税に移管することを見合せた、こういう御答弁があつたわけですが、私は輿論の動向を見てやるといふことに對しては決して悪いことではない、けつこうだ、こう思つてゐるわけだ。そこで職權の課税の問題等についても一転し、二転し、三転して、課税の対象がかわつてゐるということも、見ようによつては輿論の動向といふものを見られてゐるものといふふうにも見られないわけじゃないけれど、こういう点を見るときに、入場税の問題でも一種、二種と區別してある。非常にとりやすいものは国税の方

に移管して、徴税しにくいもの、査定などのきわめて困難なものは地方税に置いてある。こういうことは私も考へてゐる。このようにしては私も困難なものゝ指導しつとつて行つて、査定等にそれほど手間のかかるない費用の要しないものを地方税にやるという親切さがあつていいと思ふが、この場合にはそうでない。こういう点をずつと總合してみるときに輿論の動向を見てどうしたと言われまが、こゝういふふうによつと總合してみると、どうも税といふものに対する信頼性を失ふ結果が出て来るのじゃないかとわれわれは考へる。ちよつと町でアドバランを擧げて広告を出してゐるのと同じように、遊興飲食税をとると、これに對して猛烈な反對が起つて来る。これを引下げてしまふ。あるいは組織でもつて課税するといふのに、そこから反對が起ると、またそれを引下げて違つた方へ持つて行く。またそこで反對が起れば、また別な御売の方に持つて行く。こゝういふふうには自信のない課税が組織の場合には行われてゐる。遊興飲食税の場合には輿論の動向を見てとりやめたのだといふ。入場税の場合について見れば、非常に査定の困難なものだけを地方に残しておく。こゝういふふうなことは、アドバランを擧げて、それに反對運動が起つて来ると、そのために業者はそれ／＼ガソリン税を見ても、遊興飲食税を見ても、組織税を見ても、みんな業者が反對運動のために金を出し合つて、その反對運動が展開して来ると、これをしておしてしまつてはかへ持つて行く、あるいはとりやめる。こゝういふふう

税金といふものは何か反對、あるいは金を出して買ふといふような感じを与へた場合には、それは税に對する信頼性といふものをきわめて失はせることと、これはいけないのではないかと、こゝういふことに對して、政府としてはもちろんいろいろの答弁があつたが、結局は金があるからとんで、それは反對のなるべく少いところへ持ちまわるといふ結果になつて来る。これについてひとつお考へをお聞きしたい。

○植木政府委員 塩の法案の問題についてでございますが、ただいま仰せになつておりました、なるほど塩の價格に對しては、必ずしも区域が元売ごとに限定しておらないのであります。そのために實際上は、お互いの大體協定と申しますか——協定は公取に關する法令の關係でできないのでありますが、そのために不当な売込み競争がと／＼行われてゐる。あるいは價格の問題もきまつてはゐるものであります。そこ

に事実上こつそりと値引き等が行われて、そのためにやはり代金の回収にいてと／＼間違ひが起ると申します。不確定な場合が起つて来るといふ実情がありましたので、法令に違反せず、正当な方法で、地域等についても協定と申しますか、指定ができるような方法を講じたといふので、実は法案等も一応準備したのであります。が、どうも適切でないから、しばらく見合して、なるべく実行の問題で、充はつてはならぬと思ひますが、円滑なる行政運用で当分やつてみよう。こゝうして様子を見よう、こゝういふことにいたした次第であります。

それから第二の問題の遊興飲食税、あるいは入場税、あるいは奢侈修繕品に對する課税の問題について、当初から最後までつとつてきた態度で臨まなければ、税制そのものに對する国民の信頼性を失はしないかといふお言葉に對しましては、まづたく御同感であります。従ひましてこゝういふものを立案し、あるいは国会に提案しようとするにあたりましては、でき得る限り事前に十二分なる調査、研究を遂げて、そして最後の結論が出た場合にはこれが一貫して參るといふことが、政府としても、あるいは政界としても一番いい道だと思ひます。ところがその間研究不十分であつたがために、いろいろ研究の途中でどうした問題が世上に流布され、それに対していろいろ世論が喚起されるというふうな場合には、その世論の傾向といふものを見ることも、これは最後の決定をする際に相當大事なことである。しかし世論といふものは、やはりその内容、実情をよく考へてみる必要があるものであります。必ずしも反對論が起つたら、すぐ右と考へておつたものを左にするといふのでは、私はやはりいいなと思ひます。その内容その他について十分考へて、なるほどこれに對して考へておつたところを変更する必要があると認めるほどの重要性のある世論の場合には、世論を傾聴すること、これはいい。しかしながら、その世論の内容あるいは傾向等によりましては、敢然としてその最善と思ふ道を世論に抗しても行かなければならぬ場合もあり得ると思ふのであります。要するに法案立案に對しての態度として

は、まったく仰せの通り、事前に十二分な調査、研究を遂げて、はつきりした態度で初めからしまいで臨んで行くというところが最も望ましいというふうに考えることは、まったく御同感でございます。

○小川(豊)委員 きわめて謙虚な次官の御答弁で、私もそれに対してとやかく言うこともないのですけれども、さつきから言うように、遊興飲食税は世論の動向にかんがみてこれをやめる、あるいは裁減の場合には、二転も三転もして、反対があればこれをそつちへ持つて行く。これも世論の動向を見たのかもしれぬ。それならば今度は入場税の場合には、あれだけの反対があるにもかかわらず、これに対しては世論の動向をひとつも見ていない。こういうふうな遊興飲食税では世論の動向を見、繊維税ではやはり世論を見て二転も三転もした。ところが入場税の場合、あるいは物品税の場合等には、ひとつもそういうものを考えないということになつて来ると、実にこれは研究が不十分であつたと思う。それまで言わなくても、少くともこれは各人の税金としてかかつて行く重大な問題なんだから、もつと慎重に研究を遂げて提案するべきであつたとはいふと思う。

くどういふでもいま一つお尋ねしたいのは、今言つたように遊興飲食税は輿論の動向を見てこれをやめる。繊維税では二転も三転もした。入場税だけはこれをやつて行く。今輿論そのものは必ずしも正しいものではないということをおつしやつたが、それでは入場税の反対に対しては輿論は正しくないのだ、こういうことになつて来る。繊維の場合、遊興飲食税の場合には輿論

が正しかつたということにあなたの答弁ではなるのですが、そう解釈していいのか、それともそれははかにどういう考案があるのか、その点を伺いた

○植木政府委員 御承知のように、世論と申しましても、いわゆるよくありがちのことではありますが、反対の声というものは非常に強く、大きく響くものであります。賛成の声というものは、内心賛成であつても、必ずしもそれを発表なさらない、あるいは世に伝わつて来ないという場合は相当あり得る問題であります。すなわち私が世論の契機をよく研究する必要があると申しましたのはそこでありまして、従つて今の具体的例で申し上げますと、たとえば入場税の問題につきましても、われわれの考案しております地方的な財源の偏在は正という一つの大きな目標と、そうしてしかもこれを引続き地方に財源として与えて置くべきだという反対論とをよく研究いたしました結果、入場税についてはこの際この措置が適當である、かように考えた次第でございます。また繊維品等に関する今回の課税の問題につきましても、いかなる段階において課税するのが最も適切であるかというようにことをいろいろ研究しておりますが、その途上におきまして最後の結論としては、現在考案しておりますような、消費者の一手前であるところの卸売の段階において課税することが、納税者の数の問題から申しましても、あるいは多数の人たちに迷惑の及ぶことが少いであろうというような観点から考えましても、これが妥協ではないか、こういう最終の結論に達したので、従つて世論に

はもちろん今日の課税段階に対しての反対もございますけれども、これがまづ適切と考案して今回の提案をいたしておるような次第でございます。

○小川(豊)委員 これは答弁を聞いておりますと、問題は世論というものを、輿論というものをどう把握し、どう分析したかということになつて来るので、これは議論になつてしまつて私の方でも困るのです。きのうたしか春日委員の質問に対する答弁の中で、輿論の動向を十分に考案してこれをやつたという考案方に対しては、決して私は非難すべきではないと思つております。ただその輿論をどう把握し、どう分析したかということになつて来るけれども、強い反対があればそれは撤回し、反対がそれほど強くないならばこへ持つて行くということになると、これは反対運動の弱いところへしわ寄せするという結果になつて来る。そういうことでは、私どもの言うように、この税の個々のいゝ悪いを論ずるのでなく、税そのものに對する信頼性を失わせてしまふ。議會に對して提案するのであれば、その前に十分に研究し調査し、確定として出さるべきだ。それを途中で一転二転もし、三転もさせるということは政府としてまことに不手ぎわだ。國民に對しても、これは税に對する信頼をきわめて失わせる。こういうことでは税金というものはそうとれなくなつて来る。ここを私は心配してお尋ねする。

それから次に、今日の新聞を見るに、砂糖の消費税の問題で、政府は今までの製糖業者の暴利というものを肯定しておる。十九社の製糖会社が非常に龐大な利益を得ておる。年間に

ドルの割当を受けた分だけで、七十億程度だまつてふところへ入る金があるということ、はこの間からの議論で認めおる。それを今日の新聞を見ると、今度政府がこの砂糖を手持ちして、入札によつてこれを払い下げることによつてそういうものを是正しよう、こういうことが新聞に發表されておるわけです。これは具体的にはどういう方法をとつてやるつもりか、私はお聞きしたいと思つた。かつて食糧庁が大豆から砂糖から、あらゆるものを手持ちしておつたときに、これを管理して来た場合に、これの払下げをめぐつて幾多の問題が起つていたことは、黄粟米、大豆の問題、砂糖の問題、麻袋の問題、すべてこういう問題が前々議會から指摘されて来ている。そしてまた今まで自由にしておつたものを、今度は政府で砂糖は管理するつもりだというのが、管理するのはどういう方法でこれを管理するつもりなのか。それからこういう管理の過程において幾多行われたいくういふ不明朗な問題を、どういふふうには是正するつもりか、その点をお伺いしたい。

○植木政府委員 製糖業者が、現在の砂糖の輸入の外貨割当等に関連いたしまして、そこに相當の利潤が生れて来るといふことは、結果的に見まして確かにそういう実情があるように考えられます。しかもそれが現在の砂糖の値上りを生じている一つの理由にもなつておりますので、これを是正するため、政府といたしましては、何らか最も適切な措置を講ずべきであるという方針のもとに、今関係各省間におきまして慎重に、しかもでき得る限り賢明な対策をとらうと相談し合つておるとこ

ろであります。従ひまして、今朝の新聞に出ておりましたところは、それは政府の發表ではございせん。まだ政府としても、いかなる方策によるかを研究中でございまして、全然まだその方向についての確定議が出ておらないのです。ある新聞におきましては、党の方針として云々というふうなことも出ておつたようでありまして、党におきましても、私の知つております範圍では、まだ確定議はできておりませんように承知いたしております。

○小川(豊)委員 これは決定してない、新聞は新聞だけの發表にしかすぎないというなら、それはいいでしよう。そこでこういうふうな前々から私が申し上げておる。日本は百万トン程度の砂糖が輸入されておる。その中でドルの割当、要するに生ドルの割当を受けておるのが二十万トンある。これを受けることによつて、ここの一月の価格で見ると、ニューヨーク相場で国内価格を見ると、一月あたりで一万トンの割当を受けると、二億七千六百万の利益が製糖会社へ落ちて来る。従つてこれは二十万トンの割当を受けたとすれば龐大なものだ。今の価格で行くと、これは三億三千万程度になる。こういう龐大な利益を製糖会社に与えつつ、一方においては砂糖の消費税を増額して、大衆の生活がそれによつて圧迫されて行くというふうな、こういう砂糖消費税の問題は納得行かない。この点について政府の方ではどういふふうにお考へになつておるのか。一方において、製糖会社は十九社ですよ。十九社が一年に七十億近い龐大な利益を一方において得つておるにかかわらず、その方には手が入らずに、國民の大衆生

活に影響する砂糖に対して消費税を掛けておる。しかもこの砂糖の輸入自体からして、実におかしい行き方じやないか。粗糖と精白糖では関税を三十五と二十に區別して、精白糖を入れたんでは合わないようにしておる。この点においても、すでに製糖業を擁護するための措置なんです。そのほかに国内において、戦前においては粗糖が相当出ていたにもかかわらず、今日は健康、あるいは衛生の見地から、精白糖でなければいけないということで、全部これを精白糖にさせて行く、ここにも製糖業者を擁護する一つの措置がうかがわれる。しかも製糖会社では、ここ二、三年に亘大な施設の大増設が行われておる。あの膨大な施設を維持して行くためには、政府としては、おそらく今まで入れておつたあの砂糖の輸入を減らすことはできないだろうと思う。あなたの方で貴重な外貨、貴重な外貨と言いつつ、その外貨を割当てなければならぬ。製糖業者のここ二、三年に太つたあの施設を運転させるために、こうなつて来る。これをむしろ逆に言うならば、国民の消費をかり立てて行くことになつて来るのじやないか、これも考えられる。この矛盾した措置をどういうふうには正さざるつもりか、この点お聞きしたい。

○植木政府委員 近ごろ製糖会社におきましての利潤の幅が非常に多い問題、この問題につきましては、政府は必ずしもこの実態がよろしいとはもちろん考えておりません。先ほど来申し上げますように、何らかの措置を講じまして適切にやつて参りたいと思つておることを、繰返して申し上げます。なおその場合に政府の意図しておりま

すことは、製糖業者にもうけさせようというようなことは、全然考えておらないのであります。たゞ外貨の割当、あるいは砂糖の輸入等の措置につきまして、適切を欠いておつたからかのようなことになるのではないかと考えますので、この点を反省いたしまして、今後の適切な方法を樹立したい、かように考えておる次第であります。なお砂糖消費税の値上げの問題につきましては、これは今回の税制改正の一環といたしまして、なるべく輸入を抑制したいという考えがあり、この趣旨のもとに、この程度の増税をひとつ甘んじて皆さんに受けていただきたというふうな考えでやつておる次第であります。

○井上委員 関連して――ただいまの大蔵政務次官の砂糖対策に関する答弁は、なつておりません。政府は本年早稲の糖価の暴騰に對処いたしまして、この糖価を抑制するために、インドネシアから三万トン、台湾から一万トンを緊急輸入をする対策をとつておるじやありませんか。一体十月から三月末に至る四十五万トンの輸入計画を、正常な方法で政府が対策をとりさえすれば異常な暴騰がないにかかわらず、政府がその政策よろしきを得ない結果、正常な対策をとらないために、異常な暴騰をいたしております。その暴騰をい

まして、一斤六十円そこ／＼ならば十分採算が合うのに、一斤八、九十円から百円に近い相場にまで上つて来ておるので、このことが国会の大きな問題になつて論議され始めるや、政府はこの対策のために、今申します通り、この外貨の窮乏した中において、しかも輸入を抑制しようとする政府の政策をまったく裏切る緊急輸入を計画しておるじやありませんか。緊急輸入を計画する意味と、あなたの今おつしやる輸入等を抑制する意味とは非常に政策において矛盾があります。同時に私は大蔵大臣に伺うのですが、かような糖価の暴騰を大蔵大臣は一体どうお考えになりますか。ただいま政務次官は政府の意見として、この糖価抑制に對し、おすか十九社の製糖会社の高利潤に對して適正な対策をもつて對処したいということを言つておるが、一体この糖価暴騰に對してどういう引下げ対策をおとりになるか。そうして高利潤を続けて来ておるおすか十九社に對していかなる対策をもつて臨もうとするか、この二つを明確に御答弁願いたい。同時に砂糖消費税の引上げというものが、糖価のつり上げの一つの要素になつておるといふことがいわれております。特にこの三月一ぱいで、四月一日から砂糖消費税の引上げによつて、砂糖は必然に一斤当り五、六円の値上りになるということが見通しをされて、糖価は依然として高騰を続けておる、この事実をどうお考えになりますか。かくのごとくわずかの会社に厩大な利潤を保證して、そうして一般大衆には消費税の引上げによつて臨むというふうな対策が、一体正常な砂糖対策とお考えになりますか、この

点に對して大蔵大臣の御答弁を求めます。

○小笠原國務大臣 砂糖の値段の問題であります。糖価の暴騰につきましては私もいろいろ苦心しておるのであります。その点について、特に所管官庁である農林省、通産省等と協議をいたしておるのであります。先般もちょうど食糖庁に約三万トンのてん菜糖があつたから、あれを出すことにして一時下つたのであります。が、やはりその後も思惑的な気分が加つて引続き高くなつておることについては、私もやはり国民生活の面から見て、まことに遺憾に存じております。その点について、今それ／＼所管の官庁において、今それ／＼対策を練つておるのであります。それは、輸入額さえふやせばただちに価格が下がることは間違いないけれども、そういう外貨の割当てをする余裕を十分持つておりませんのみならず、昭和二十七年は七十数万トンであつたのが、二十八年度は百十数万トンから入れておる。普通にいえば、相当砂糖の過剰状況であるべきであつたのが、そうなつておることについて、いわゆる思惑的な気分が加つておるといふふうにも私も考える。従つて大蔵省としてやり得る面は、税の面と金融の面の二つであります。金融の面につきましては、輸入的な思惑は一切これを阻止する、またこれに對する金融はしてはならぬというふうな、これは銀行の方の協力を得て今やつております。それからまた輸入についての額は、まだ二十九年度についてはきめておりませんが、これらについては適正なところを持つて行くというふうな考えておるのであります。私は、今

シアから三万トン、台湾から一万トンの緊急輸入をしようとしておるじやありませんか。さらに砂糖会社に対して、設備増強のため、日銀の外貨割当制度によつて外国の新規機械の輸入が許可されております。あなたは金融はあつせんしと言ひながら、そのための金融をつけられておるではありませんか。一体これをどうお考えになりますか。砂糖の生産設備は、今日日本の需要から考へるならば三倍以上に拡張されておつて、そのこと自身が糖価を高める非常な大きな原因になつておることは、御存じでありましょう。そういうものに日銀を通して外貨割当を許しておるじやありませんか。また緊急輸入のために金融をやる、そういうことを一方においてやりながら、片方で消費税を上げるというようなことが妥当な政策と言へますか。およそあなたの口をすつぱくして強調しておる、国際収支の均衡をとり、少くとも国際競争に耐え得るごときわが国の物価引下げをはからなければならぬというところは、まったく相反する政策ではありませんか。大蔵大臣の財政演説とまったく相反することがこの政策に露骨に現れておることを、あなたはどのように考へになりますか、ひとつ国民の納得の行くように御説明を願ひたい。

○小笠原國務大臣 まず最初に税の關係から申し上げますと、一体何で今度新しく税を増さなければならぬものがあり、新しい税を起さなければならぬものがあったかといへば、申すまでもなく、一番大衆的であつて、一番所得の少い階層の負担を減じようというところから起つておるのでありまして、つまり少額の所得者に対する減税となつて、税ばかりふやすとお考えになつてはいけません。少額所得者に対する減税が主になつておつて、これがために、かりに今のままの税法でいへば、百二十万の人が助かることになるというようなくあてあつて、今度の關係でも五十万人からこれで減つて来る。それだけの人が税を出さぬでもいいようにする。しかし今の日本の国では、どこかで税を増さなければならぬから、従つて従来砂糖は七十万トンでも十分足りておつた、それをさらによけいなめるから、これらの人にはもう少し負担してもらつてもよろう、こういうので二割の負担をしてもよろうとにしたのでありまして、これは少額所得者のために、そういう甘いものを多少なめる人にはしんぼうしてもらふのです。これはやむを得ません。そういう人が、それなら砂糖をなめるのだ、砂糖をなめるかわりに少額所得者の負担を元のままにすて置きと言ふから違ふ。私はそう考へますから、そういうふうによつておるのでありまして、これはあなたとて、これはあなたと考へるものと違ふから何ともいたし方ありません。私もあなたの方がしよつちう言われる、できるだけの階層の人に税を減してあげたい、税を減してあげたいのはやま／＼なんだ、税を減するために、砂糖をなめる人に少しよけい持つてもらふかというだけのことでありまして、これをあなたの方が、いやそうでないという考へならいたし方がありません。これは考へる根本が違ふのであります。

それからあとのインドネシアからの買付の問題であります、この買付その他のことは、実は大蔵大臣は直接知りません。知りませんが、御承知のように入印ドネシアに対しては、古い債権で六千数百万ドルの焦げつきがある。またその後だ／＼とふえまして、今日ではいろいろ／＼な焦げつきがそろく九千万ドルにも上つておりました。従つてインドネシアから物を入れることは、よその国から入れると違つて非常に望ましいのであります。これには優先的に物を割当てる、同じことならそこから入れることにいたしておるのであります。こういう点も、国際収支の關係ということをお考へになれば、よくおわかりになることと思うのであります。いやそんなところから入れぬでほかから入れると言うなら、別であります。入れないでよいと言ふなら別であります。そういうふうな關係のあることを御承願なければならぬと思つておられます。但し井上さんが言われたうちで、設備が多分多い、三倍もあるのに、何で設備の金を出さか、これは設備の金を出すことは私は承知いたしておられます。設備の金は、今日普通銀行では出せない建前になつておまして、これを出すとすれば、興業銀行が長期信用銀行であります、興業銀行も長期信用銀行も、そういう新たな設備資金を出すはずはないと私は考へておられます。いわゆる運搬資金を出しておることであらうと思ひます。それでそういうぐあいにいたしまして、金融の面からの恩恵的なものは相当とめておりますが、しかしこういう点は多少まだ遺憾の点もあります。たとえば先月の末に、今まで三千五、六百億が一番多かつたというようなオーバー・ローンが

四千萬円を越して来たという点から考へて、この点は多少遺憾な点と考へまして、さらに日本銀行等の協力を得て、金融の引締めを強化しておる。この点はその後引き続きいろいろ／＼な措置をとつておるので、御承願することと思うのであります。

○井上委員 大蔵大臣は私の質問を誤解して聞いておる。低額所得者に減税をすることは当然のことであつて、減税をいたしたすためには、その減税の効果がやはり生活面に現れて来なければならぬ。収入の面で減税が行われまして、支出の面で税がとられることになりなすならば、収入の面における減税というものは役に立ちません。収入の面で減税をしておいて、支出の面で増税をされて、一体それでどうなりましよう。働く大衆が砂糖をなめていなければいいが、働く大衆はその労働が非常に過重であるために、一層砂糖というものはエネルギーとして必要であります。その低額所得者の日常どうしても必要であるところの砂糖に対して消費税を課しておいて、片一方では減税したといつても、そんなことで世間に通りますか。それはあなたのあまりにもかつてなりくつなんだ。糖価の暴騰を何とか食い止めなければならぬというのが今の政府の当面の任務です。その糖価を引下げなければならぬときに、さらに糖価を維持する、あるいはまた強調をして行く大きな材料を与える、二割も消費税を上げるといふところに問題があるのです。この砂糖消費税は前の通常国会において、あなた方は二割の値上げ案を承認させたじやないか、そうして今年また二割上げるのですよ。毎年二割ずつ

砂糖の税は上げて行くのです。それだけ大衆の負担になつておるのです。だからあなたの国際収支の均衡、国内物価の引下げ、国際競争力を高めるというこの政策と相反するということを私は言うておる。あなたは設備資材の輸入に對して、日銀は何かお手伝いをしていないと言ひけれども、日銀に外貨割当制度というものがあつて、現実にはこの外貨割当の中から、砂糖、機械の輸入に割当てられておられます。そういう点においてあなたの答弁には非常に矛盾がある。それだから、あなたみずからがほんとうに今日日本が當面しておる国際収支の大きな不均衡を何とかして正常な状態に引きもどしたい、そのためには国内の物価を何とかして引下げなければならぬ、それに関連する税制の改正を行うというのなら建前が通つておりますが、それと相反する税制改正が、特にこの砂糖の問題においては大きく出て来ておられますから、この点はあなた自身の財政方針に相反する税制改革じやないか、こういう点を私は聞いておる。

○小笠原國務大臣 井上さんがせつかく言われるが、どうも私は自分の方針に反しないように思つております。念のために数字から見ると、所得税を減税するのは二百七十五億もあつて、あなたの方がよく知つておる。砂糖のふえるのは五十七億三千万、それだから砂糖のことをやま／＼言われるのはいいと思ふ。但し砂糖の値段を安くすることは全然同感だから、これはぜひそうするように骨折つております。それからさつき外貨割当のことがありましたが、これは輸入機械のうち、日本にない優秀な機械には、特に

サンプル輸入の意味だ割当てておるの
があります。ただ輸入に從來外貨貸付
をやつておつたのは別問題で、これは
一切やめました。外貨貸付等の際、優
秀な機械で、それを入れることが日本
のコストを下げてたいへん物が安く行
けるようになるからというので、やつ
ておる分はございいます。それはお話の
通りだと思ひます。

○千葉委員長 お諮りいたします。河
野密君より委員外発言の申出がありま
すので、これを許可するに御異議ござ
いせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員長 御異議なしと認めま
す。よつて発言を許すことにいたしま
す。河野密君。

○河野密君 お許しを得まして、ごく
簡単に今本委員会に付託されておしま
す税の諸問題と関連いたしまして、二
つお尋ねをしたいと思います。

一つは揮発油税に關係がござい
ます。帝石の問題について、大蔵大臣の所見
を承りたいのであります。現在帝国石
油の会社に対して、昭和二十九年度の
予算で一億三千万円の補助を出すこと
に相なつておりますが、それにかん
で帝石が非常な紛糾をいたしておるこ
とは、大蔵大臣御存じの通りだと思
ひます。それは通産省の鉱山局長の調停
によつて一応解決の方向には進んでお
ると存じますが、帝国石油の最も大
きな株主は大蔵省でございいます。大蔵省
としてこの問題についてどういふ考
えを持つておられるか。その株主として
の株主権の行使その他について、どう
いふ考えを持つておられるかを承りた
いと思ひます。

○小笠原國務大臣 これは河野さんも

よく御存じの通りに、もとは帝国石油
の会社法というのがあります。特殊法
人であつたものでありますから、政府
の嚴重な監督のもとにありましたが、
その後昭和二十五年にこの法律が廃止
されまして以来は、帝国石油会社は純
然たる民間会社になつておる。従つて
株の關係は、これは大蔵省が名義人
であります。政府の方で二億三千万
円、二割三分持つておるのであります
けれども、運営はすべて自主的に向
うに運営さすということになつてお
ります。しかし何と申しまして、日本
の原油の九割五分というものがあそ
から出ておるのであります。今河野
さんのお話のように、一億三千万円
で、今度また補助金を出していろいろ
の資源開発等に当らせることに相
なつておられますので、この点につ
いては、通産省の方におきまして相當
な監督をいたしておると思つてお
ります。その結果、直接の所管省でも
あります。通産省の方でこの間いろいろ
あつてをせんをしたようでございま
す。あつての紛糾があることは、こ
の会社等から見てもことに遺憾であ
ります。これはあるいは河野さん、大蔵
省として、これにもつと早く立ち入
るべきではなかつたかという今のお話
も考えますが、おのずから帰するとこ
ろに帰するといふふうにも実は考
へておりましたし、大体通産省の方
でございまして、大蔵省としては特別
なことをいたしませんで、なお念のた
めに申し上げておきますが、この株の
処分は、現在の日本の状況では、た
びたびいろいろの申出があります。私
は一切いたさない所存であります。そ

ういたしまして、必要な場合株主権の
発動もさせたい、こういうふうな考
えをしております。

○河野密君 元国策会社でありました
ものが民間会社に移りまして、それに
對して政府の補助金が与えられるのを
機会に、一部の思惑的な考え方から、
その株を買ひ占めて、しかもその株
によつて株主権を行使して会社を支配
しようという動きが相當顯著にあると
いふような場合において、国家の資金を
補助金として注ぎ込み、しかもその会
社の経営そのものが、株を取得したも
のの経営支配によつて動かされるとい
うことになりまして、これは非常にゆ
ゆしき問題であると思つておるであ
ります。現在株式を取得することによつ
て会社を支配しようとする傾向が、至
るところに現れておるのであります。
私たちのところに参りますだけでも、
非常にたくさんさんの会社にそういう問
題が起つて紛糾をいたしております。
これは企業家の安定性という意味から重
要な問題だと思つておるわけですが、大
蔵大臣のこれに対する御所見を承りた
いのであります。

それから、なお私は小笠原さん個人
をよく存じておりますから、決してさ
ようなことのないことを確信いたしま
すけれども、多くの人々の中におきま
しては、この帝国石油の株を買ひ占め
て、この支配権を持つておるという
一部の重役、菊池、南というふうな
人たちの名前が上つておりますが、そ
の南という人は、極端に株の關係があ
つて、小笠原さんとも浅からざる縁故
を持つておるのだというふうなうわ
さえ飛んでおりますので、私は小笠原
さん個人に對してそういうことのない

ことを確信いたしますが、しかしこ
ういふ問題がうわさされるだけでも非
常に遺憾だと存じますので、この点十
分明確なる態度をとつていただきた
と思つておるわけでありまして、こ
ういふ國策的な会社に對して政府の資金が注ぎ込ま
れるのに、株を買ひ占めた一部の
人、証券業者、あるいはその他の者
たちがその会社を支配しようといふ動
きに對して、大蔵省はいかなる態度を
とられるかということをお尋ねいた
したいと思ひます。

○小笠原國務大臣 南俊二氏はよく知
つておりますが、知つておるとい
うことで動かされるような小笠原では
ございせん。その点はほんとうに御安
心ください。

なおこの問題につきましては、私
どももこれは今のところは純然たる民間
会社であり、自主的にやつておるま
ので、先ほども申します通り、株主
の発動も何らいたさなかつたのであ
ります。もし今後いろいろあるまじ
き姿をとりますれば、これは株主権を
行使するのは當然であつて、これに對
して適當な措置を講ずることになり
ます。が、実は通産省が直接監督の石油資源
の問題でありますから、よく通産省と
も相談をいたしますが、なお先ほど
話があつた通り、今株を売つてくれ
という、いわゆる払下げ申請をして
いるところはどこにもございせんが、私
どもは今日の日本の現状から見れば
ど申した九割五分の原油を扱つてお
る会社です。元のいきさつもありま
すから、この株はあくまで政府が持つ
ておる。こういう考え方をいたして、
今日までいろいろの人からちよつと耳
にしたことはありますが、売る意思がな

いということをはつきりと答弁をいた
しておきます。

○河野密君 私は冒頭にも申し上げま
したように、小笠原さん個人に對して
は十分信頼をいたしておりますから、
そのことなきを信するものでござい
ますが、いろいろの問題が現れる際
でありますから、大蔵省としては毅然
たる態度をとつて、この紛争を最も合
理的な方法、國策的な方向でもつて解
決されるように、大蔵省が大株主とし
ての株主権を行使されることが必要であ
らうと思つておるわけでありまして、や
やもすれば利権の対象になりがちなものを不問
に付するようないふことがないよう
に、一部の株を買ひ占めて経営を
断しようといふ考への人々によつて動
かされることに、一般従業員も非常
な懸念を抱き、また反対の意思を表明
しているようでありまして、そういう意
味で國策的にこれを運営することは、同
時に従業員組合もこれを希望してお
るようによつて考へられますので、大蔵省とし
て重ねて断固たる措置をおとりになる
ようによつてお願い申し上げたいと思
ひます。

○小笠原國務大臣 御趣旨はよくわか
りました。私もその考へで臨みま
す。

○河野密君 もう一点、これは別のこ
とであります。お尋ねを申し上げた
ことは、大蔵省内部の問題でありま
すが、大蔵省の管轄にありまして印刷局
の職員給与に關する問題でありま
す。これは労働委員会においてすで
に問題になつておるのですが、一月一
日から仲裁裁定を実施することに
なりました結果、この仲裁裁定を

果として、一般な公務員よりも給与関係がバランスを失うという結果になつて、大蔵省の印刷局において、今団体交渉が行き詰つておる、こういうことになつておりますが、この点について大蔵大臣は御存じでありますか。もし御存じであるとしたしますならば、このアンバランスに対してどう御処置をとる所存でありますか、この点をお尋ねしたいと思います。

○小笠原国務大臣 一応そういうこととについての話を耳にしましたが、事務的によくわからぬので、事務的によく検討してもらつております。なお検討中で、その検討の結果については何ら聞いておりません。

【委員長退席、内藤委員長代理着席】

○河野密君 これは労働委員会において大蔵省の説明員が説明したところによりまして、それは速記録にも載つておりますので、十分アンバランスがあるというところは認めておりますが、事務局としては、この問題をどうにも解決することができない、あとは政治的な解決にまつ以外にはないのだというところに相なつておるのであります。

大蔵大臣はこの問題に対して、ひとつ大乗の見地から何らかの方法で、その間の公務員と公務法を適用されるものとの間における——ベース・アップが一月一日から、一は公務法の仲裁裁定が適用になり、一は公務員の給与法が適用になり、その間の昇給率その他についてのアンバランスがあるということについてこれはそのアンバランスを是正するという意思があるということだけども、ひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 よくひとつ検討を

してみます。私はまだ数学的にそういうことを見ておりませんから、検討しました上で、よくひとつ考えてみたいと思ひます。

○河野密君 事務局の方ではだれか見えておりませんか。

○内藤委員長代理 印刷局のお話はなかつたものでありますから……。管財局の事務局は来ております。

○河野密君 それでは、ひとつその点を大蔵大臣に善処方を希望いたしますし、また次の機会にこの結果をお伺いすることにいたします。

○福田（越）委員 ただいまの河野さんの第一の質問は、非常にこれは重要ななる問題であります。何かわけのわからない金が浮動いたしまして、そうして会社の株の買占めをやるといふ傾向が非常に昨年初め以来から顕著じやないかというふうに思ふのです。これを根本的に直す方法は、どうしても商法の改正をしなければならぬ。これは大蔵大臣の経済秩序維持という立場とも重大な関係があります。たとえば株を二割持ちますれば、二割の比例によつて重役を入れるというやうな制度になつております。この比例重役制度というか、さうやうな制度をぜひひとつ訂正するという方向の考えをひとつもらいたいと思ひます。商法の改正に行きませんか、この問題はとも根本的に片づかぬと思ひます。

第二は、この問題の裏にはいつも大きな資金が動くのです。その資金で、いろいろな人の名義で買いますけれども、結局これはある特定の人から出ておるに違ひないと思ひます。大規模のそういう買占めのある場合におきましては、国税当局は相当この問題については関

心を持つてしるべきものだと思います。この際主税局長はその点どうお考えになり、どういふ行動をとつておられるのか、御意見を承りたい。大蔵大臣からは商法改正に対してどういふ熱意を持つておられますか、伺いたい。

○小笠原国務大臣 商法につきましては、なおそのほかにもいろいろ改める点もある。この間法務大臣も、参議院の予算委員会などで、商法改正については考えましようといふことを言つております。その機会には、仰せのあつた点はよく盛り込んであらうことにいたします。

○渡辺政府委員 国税庁の直接の仕事でございまして、私からお答えいたします。今でもお話のように、大きな金が動いておる場合において、その裏づけの金はどういうところから出ておるか、従つてこれが正当の税を納めた金であるかどうか、これは国税庁としてましても、終始その顕著な事例につきましては相当調べております。昨年で、かなり兜町辺でもつて一、二人の人が相当大きく動かしたというやうな事例につきましても、なか／＼調査がデリケートなむずかしい問題でありまして、まづ正面に行きましてもなかなかわかりませんし、いろいろ困難な事例がございまして、相当苦勞はしておりますが、お説のようにさういつた点につきましては、はたしてまともな税金が納まつておるかどうかという点につきましては、十分関心を持ちまして調査をいたしております。

○井上委員 さきの質問の続きです。が、ちよつと大蔵大臣に根本的な問題についてお伺ひいたします。大蔵大臣の財政演説及び政府の財政政策に

よる国際収支の均衡をはかるための物価引下げの対策として、一つは緊縮予算による財政支出の圧縮、それから財政投融資の引締め、さらに日銀を通ずる金融の引締め、こういうことが大きな政策として打出されておりますが、ところがこれ自身は、本質的には物価を引下げるわけでないかと私は考えております。それは一つの政策的な、一時的な物価引下げの対策であつて、本質的には、物価を構成しておる商品コストをどう一体引下げるかということにだければならぬ。従つて税制改正において、商品の中の大なる部分を占めておる税金、その他公租公課をどう一体引下げるかということが総合的に考えられなければならぬ。ところが財政及び投融資の削減によるもの、あるいは金融引締めというものは相当強行せられておりますが、反対に、商品コストを引下げるということに対しては、はなはだどうもわれ／＼全体的に見まして積極的でない。特に商品コストの上で大きな部分を占めておる人件費、この引下げ、その人件費の中で特に税金負担による部分が、相当企業内部の大きな負担になつておるということについて一体どうお考えになりますか。この問題が解決せざる限り、日本の物価は下らない。私はさういふ見解をしておりますが、大蔵大臣は、單なる財政の引締めや、あるいはまた投融資の削減や、金融の引締めによつて一時的に物価は下つても、本質的に日本の物価は下らないといふことについて、どうお考えになりますか、これを伺いたい。

○小笠原国務大臣 財政演説におきまして申しました通り、今度のいわゆる

緊縮予算の編成というものは、物価を引下げて国際収支の均衡を得せしめるための第一着手であつて、総合的にいろいろなことをやると申しておることは、御承知の通りであります。従いまして、第二段として金融引締めの強化をやります。すべて物価の面に關する關係について、いわば思惑的なもの、滞貨金融、さういつたものに對する一切の取締りを勵行する、こういうことによりまして、従来物価引下げを金融面で阻止しておつたのを、さういうことができないやうにする。さらにまた輸入についてのいろいろ／＼な措置も講じましたが、各種の輸出につきましても、輸出奨励の各般の措置をとつておりまして、これは税制の面でも、あとからこまかく主税局長からお話があるやうに存じますが、おそらく輸出商そのものに対する税の軽減、輸出商品をつくつておる者に対する税の軽減、それからまたこれの下請その他をしておる者に対する、いわゆる小額所得者とか雇用人とか、さういふ者に対する税の軽減、さういふものを合せますと、相当輸出奨励に對する各種の税制措置がとられておるのであります。さらに商品コストを引下げる根本は、何といつてもやはり企業を近代化し、合理化することである。特に朝鮮事變以後ないがしろにされておつた合理化、近代化を促進することである。さういふ点から、機械の輸入等につきましては、優秀な機械について、サンプルの意味もありましかれども、特別な外貨割当等をして、輸入の便宜をはかるというやうなことをいたしております。合理化のうちで一番遅れておるの人間についての問題であらうと思ひま

す。これは私は労働賃金を安くしろという意味を申すのではない。これは断つておかないと井上さんにすくしかられるから、そういう意味では毛頭ないことを申しておきますが、私が世界銀行の頭取などと話をした時分に、向うで何と言うかという、日本へ二千人のスコットランド人を輸入することが日本の産業を合理化する第一の道だ、つまり日本における経理というものは合理化されておらぬ、こういう意味のことを言つたのであります。スコットランド人は経理に非常にたけておるのでそういうことを言つた。なるほど考えてみると、大体経理面の人間などは、日本ではアメリカあたりのます五倍から十倍使つておりますね。失業の問題は失業の問題として別途考えることにして、やはりこういう面についてもやらなければならぬ点がたくさんある。しかし朝鮮事案で幾らか利益があつたから怠つたのだという点もたくさんある。今度は予算の緊縮、金融の引締め、その他一連の政策に基いてこういうことが相当厳格に行われて来ると思ひます。そこで初めてやはり日本の生産コストが下つて来る、それがひいて国際競争力を力づけることになる、かように考へておるのであります。ただ物価について申し上げますと、物価は平素の状態、あるいは統制経済の状態でありまして、数字的に出すことはできません。これだけ生産があるからこれだけの消費と数字的に出せますが、今のようない由経済のもとでは、数字的に、これだけの生産だから、これだけの消費があつて、こう下るといふことは言えません。しかしながら、一番これを支配するものは、何

と言つても自由経済の時代には人気といひますか、一つの人心の動きであります。それにはこういう緊縮予算を政府が編成し、金融の引締めを行い、そしてまた企業合理化のために必要な資金を出し、企業合理化を促進する、あるいは外貨の割当等についても相当必要なものは出すけれども、必要以外のものについては圧縮を加える、こういうふうないろいろなことがやはり働いて参りまして、いつかは必ず下る——来年の三月の今ごろまたお目にかかつたとき、あのときあつたが、なるほど一割以上も下つたわいと言つて私に名をなさしめるか、あるいは井上さんの下らぬぞという方に名をなさしめるか、これは事実において判定するよりかはらないのでありますが、事実、そういう一連の政策をやることによつて必ず下るものというふうには私は考へております。

○井上委員 大蔵大臣が今おあげになりましたような財政支出及び投資の削減、金融の引締めということ、これは結局中小企業等の非常に資本力の弱い、かつ資金調達に十分な地位を持つていない連中がずいぶん大きな犠牲となつて参りますから、当然その面で売手としての立場が圧迫されて参ります。そこで経営が困難になり、やむにやまれず破産、倒産へ追い込まれて参りますから、そういうような面のデフレによる物価下落ということも起つて来ると思ひます。しかしそれはある一定の段階まではそれでいきますけれども、御指摘になりましたようないわゆる生産の近代化、科学技術の振興に基くコストの引下げ、このことが積極的

に国策として国民の協力のもとに行われない限り、本質的に物価は下ることにはなり得ないし、対外的に競争し得る優良商品は、なか／＼生産されないことになりはしないか。いわゆる金融引締めや財政投資の削減による経済力の弱面へのしわ寄せよりも、本質的に生産の近代化、合理化及び科学技術の振興の面に全力をあげるべきであらう、そういうように私は考へるのであります。

そういう面から、最近問題にいたしております糖価の問題を考えてみます。自由主義政策の欠陥がこれを生んでおるわけでありまして、これが計画経済でありますれば、大抵年間百万トン前後という現在のわが国の砂糖消費量であるとするならば、それに見合いますところの精製工場は何ほあつたらよいかということはおおよそ見当がつきますから、それに必要な最高度の近代化された工場をつくつて行くということによいわけですね。ところが政府の外貨割当のこのわく以外によつてあるいはまた輸出とのリンクを許す許さぬという問題において、あるいは国内における税制をどうするかという問題において、常に糖価が変動しておるのであります。しかも少し糖価が下れば——これに關係する会社はわずかに二十社ございませぬし、しかもこれらの会社がそれ／＼政治的なルートを持つておつて、そこにうまく運動をいたしますならば、ただちに為替の許可は延期される、あるいは輸入の見直しは明確にされる、あるいは削減をされるような放送をさす、そういうようなことで糖価をつり上げる政策が簡単に行われ得るのであります。わずか一年余りの間に

十九社が七十億もの利益を上げておるといふことを、一体あなたどう考へになるか。この七十億はわれ／＼勤労大衆、国民大衆の砂糖消費によるところの結果から生れた利益ですぞ。そういうべらぼうなことをやらして、しかももうかるということでは必要な設備がどん／＼拡張されて、現在百万トンを消化する三倍以上の設備ができ上つて、稼働率はわずか五割という状態にあつて、あとの五割はまつたく大きな資金を投じて遊休しておるじやありませんか。これもまた糖価に大きくはね返つて来ることは当然であります。こういう問題を解決せずに、消費税を上げるといふ考へ方は、何としても私は納得行かぬのです。あなたは七十億をもうけるのは、資本主義経済としてはやむを得ない、思惑でもうけようともうけまいと、その商才のたけた者がもうけることであつて、政府の知つたことではない、自由主義経済ではあたりまえのことや、さうお考えになつておられますか。緊縮予算を口に、国民に耐乏生活を求めながら、そんなべらぼうなことが一方に許されておつて、片一方では二割も税金をつり上げられ、そのつり上げがまた糖価を高めて行く一つのよい口実にされておるではありませぬか。現に一級酒、特級酒が今度値上げになるといふところから、ちまたに行つてごらんさい、一級酒、特級酒はあなたの家には入るかも知れませぬけれども、われ／＼にはなかなか入りませぬ。つまり四月から上るといふことからして、それ／＼思惑でもう品物を隠しております。おそろくピースにおいても、今月の中ごろから未

ましよう。これは、税金が上るといふことから、それ／＼の思惑でもつて品を隠しまうという営利行為から起つた現象であります。そういうわけで糖価自身が暴騰しておつて、しかもそれがほとんど下らない現在において、ここでまた二割上げるということとは、糖価の引下げを逆にこれによつて食ひめておるといふ結果にもなるじやありませんか。この七十億の膨大な利潤と設備、資材というものを對して、どうあなたの方では処置しようとするのであります。これは通産省、農林省の所管だから、おれの方は知つたことじやない、おれの方は税金だけとればいい、さうは行きませぬよ。あなたが大蔵大臣である以上は、やつぱり国の世帯をあなたが握つておるのだから。この問題は及ぼす影響が大きいことですから、国民に耐乏を求め、国際収支の均衡を何とかはかなければ、わが国の貨幣価値はえらいことになるという、その率直な氣持をこの場合に當てはめてみたとき、あなたは一体どうこれを国民に説明できますか。そこをひとつわかるように説明してください。

○小笠原國務大臣 根本において少し違ふところがあるのです。井上さんあたりは、何でも統制経済に持つて行け、できるだけたくさん国営に持つて行け、官営でやれ、こういうのがあなたの方のお考へであり、われ／＼は、できるだけ民営で持つて行こう、そうしてできるだけ創意くふうで、みんなの勢力が報いられるようにして行こう、こういう根本の差異がある。あるときにはもうかることもありましようが、しかしそれは税の上で相当過重にとられておる。あなた方から税が重過ぎる

じやないかという議論が出て来るのは、その点であつて、相当負担をしておるのであります。ものはすべて程度問題であるから、やはり私どもとしても、全然自由放任がいいとは考えておりません。自由のうちにも、おのずからそこにある意味でのわくがつくらなければならない、統制という言葉を使つてはいけません、ある意味での制限というものが必要ではある、これは私どもも考えております。従いまして、砂糖の問題につきましても、あるいはこの後さらに不足するであろうと思われ石油等の問題についても、目下党の方でも研究いたしておりますが、私どもの方でも、どうやつたら一番よくこれに対処し得べきかということ、各省寄り合つて検討しております。けれどもなかなか結論を得るのがむずかしいので、遅れております。この問題は、上手に言えば、御趣意もあり、ひとつこれを尊重していろいろ私ども検討してやりますということになるが、これは私どもの方も実際やらなければいかぬ、こういうことはよく考えておりますので、あなたが言つたからこういうことになつたということをあなたのところに申し上げることが、あまり遠くないうちにできるかと考へております。

○春日委員 久々にお伺いいたします。やはり砂糖の問題について大臣にお伺いしたいと思つてあります。ただいまの井上委員の質問に対して、社会党は生活必需品に対しては統制の考え方、あなた方はそうでない方法でということ、基本的な立場が違ふからどうという御意見もあつた様子であります。

そこでお伺いしたいことは、この砂糖消費税に対して今大衆はどの程度負担しておるか。これは関税収入が六十億六千万円、そのほか砂糖消費税が三百八十一億二千四百万円、これで大体四百四十五億、さらに製糖会社の利益——為替の差益金でも申しましようか、あるいは十九社の独占事業と申しますか、これで七十五億、そうすると砂糖だけで消費大衆が負担する額は実に五百二、三十億を越えるのではないかと申すのであります。そこで砂糖は、主食が百パーセント配給されない立場においては、代用食に欠くべからざる生活必需品であると思つております。一方塩に対してはどういう政策をとつてゐるか。これは明らかに国家統制が行われてゐる。消費量が少いからいいという説もあるかと思ひますが、塩に対しては統制で臨み、砂糖に対しては自由販売でやつてゐる。これではあなたの方の自由主義経済は首尾一貫してないかと思つてあります。むしろ塩の用途は、お菓子とか砂糖が使われるぜいたくとおぼしきものに塩の含まれる量は少いと思つたが、だとすれば、塩と同じように、砂糖も生活の中で欠くことのできない分量というものは、推算できると申す。従つてその欠くべからざる生活必需品に對しては一つの統制価格、それから菓子とか飲料とか、そういうようないわゆるぜいたく消費のものに對しては、また別の価格という二重価格制度でもとつて、ともにうまくこのコストを引下げて、物価を安定せしめるという方向へ持つて行かれるべきではないかと私は思つてゐるわけでありまして、すでに五百三十億という負担を大衆

がこの砂糖を通じてしてゐるということ、これは、實際生活費を高騰せしめてゐる一つの要因であることは明らかである。明らかであるとするならば、大きな障害を与えない範圍において、低額所得者の生活を安定せしめる。経済の自立と生活の安定ということとはシニムの問題になつてゐるが、何とかそういう二重価格制でもつて、塩に對するあなたの政策と砂糖に對するあなたの政策とある程度吻合せしめるようなことをお考えになつたことがあるかどうか。あなたの御所見をお伺いしたい。

○小笠原國務大臣 塩の問題は、昔から米塩と言つてゐるもので、米と塩は生活上欠くべからざるものである。従つて米と塩の二つはいまなお統制下に置かれております。しかし塩については、米が統制される前から統制しておつた。御承知のように、塩は国内だけの産額では非常に足りない、特に化学工業を日本で促進する必要があるから、そういう輸入等の各種の關係もあつて、塩については一切利益を認めないという政府の建前で、ある場合には損を出しておつたこともありまして、それで統制したのであります。しかし砂糖につきましては、以前は台湾糖がありまして、国内でも十分なものができてゐて、ときによつては支那その他へ相当輸出してゐたというやうなときもあり、それから見ると、塩ほど生活上緊要なものではありません。また従来の歴史から見て、私どもはやつてゐなかつたのであります。しかし戦時中は——あなた方はあの戦時中の統制にもどせと言ひますが、あのときは、子供には幾ら、ミルクはどうするかうするとい

つて、砂糖のやかましい戦時中統制がありました。あ、その統制は、あなたは言われるが、あんな統制を下されては困る、これはあなた自身もこう思われるのではないか、そこで私も今根本の問題については、そう高くても困る、こう思つてゐるので、所管しておる官庁等とも打合してありますから、近いうちに何らかの結論を見出し得るだらうと考えております。

○春日委員 私の申し上げてゐるのは、たとえば塩においては多額の政府の補助金を出してゐる。現実には国の相当の負担で統制がしかれてゐる。これはあなたも米塩と言つてゐるけれども、今や砂糖も塩や米に劣らないほど必要なものになつて來てゐることは——昔は米が十分にあつたのだが、今は米が十分にない。従つてパンを食ふねばならぬという特殊の新しい条件下にわれわれが生活してゐるということ、あなたはお忘れになつてはならぬ。従つて、米の中に砂糖をもつと置きかえて物事をお考えになる必要があるかと思ふ。ただそのことをありのまゝにお考え願ひたい。塩はそういうふうな国家の負担においてやつて、砂糖については五百四十億というやうな負担をぶつかけていらつしやることは、これは結局生活を安定せしめるゆえんではない。しかし砂糖と塩とはおのずからそこに幅の違いがあるのであります。従つて生活必需品量は、かつての実績もあり、これは科学的に推算ができるのであります。そういう統制価格と自由価格と二本建て操作することによつて、その目的を達し得るのではないか。これは近くわが党が内閣を組織しますので、そういう方針はただち

に踏襲できると申すが、生活の安定ということを経済政策の中で強調しておられる小笠原大臣は、十分御検討願ひたい。

それからついででありますから何つておきますが、きよの朝日新聞の経済欄でも論評が出ておりますが、生活必需品が外割割当によつて輸入業者に独占されてゐる、たとえば繊維、パルプ等についても同じやうな考え方ができるのではないか、すなわち繊維業者たちは、これは国際価格で輸入するわけでありまして、しつとしてこれに無税であります。そこで彼らはそれ、その生産コストに従つて、最低価格で外国へ賣つてゐるが、すなわち繊維製品というものが国際価格よりも相当安くわれわれの手に入るかという、そういう状態ではない。すなわち資本主義自由経済のもとにおいては、売り得る限りの最高価格で賣る。すなわち売らんかな、もうけんかなというところでこれが売られてゐる。そこで問題となつて来るのは、こういうやうな国際価格で独占的に輸入されたものに對する為替の差益金、これはやはり公共の福祉を念ずる立場において、特定の業者が、そういう不当の利益を得る場合、税金以外の何らかの方法によつてそういうものを調整するということは、やはり社会正義の立場において、これは自由主義経済のもとにおいても考え得る政策ではないかと思つてあります。彼らは繊維を輸入いたしまして、そうしてこれがある程度値下りをいたしますと、操短等によつてこれをつり上げて来る。価格操作は自由であります。こういう問題について、大蔵大臣は一体どういふやうな考えをお持ちにな

つておるか、この点あわせてひとつ御見解を伺いたいのではありません。

○小笠原国務大臣 今お話になりました、たとえば綿糸と綿糸または綿糸製品、あるいは薩州から来る羊毛、あれからついた毛糸、さらに綿製品につきましては、これはそれ／＼リンクをいたしております、従つてよい輸入をするものが大体よい輸入をし得るといふことになつております。なお念のため申し上げておきますが、これは国内の方が実は高いのです。従つて国内消費が旺盛なために、実は輸出品よりも国内が高いという点でいへば、困つた事態が起つておるので、私どもはそういう点から、今度も奢侈品に対する課税がぜひ必要である、こういうふうにご考へておるのはそういう点からであります。従ひましてこれらの点については、あるいはもう少しリンクを多くするかどうかという問題が残されておると思ひます。しかしその点について、国内の消費がもう少し減ずることになつて来れば、国内消費が旺盛に過ぎる、その結果、たとえば絹もそうです。あるいは今の綿糸もそうです。国際価格よりも国内価格が高い。そして国内の方でよい売れて、かえつてこれが輸出の阻害をしておるといふようなことにもなつておりますので、こういう点については、もう少し輸出奨励の見地からいへば、な策をとつてみたいと考へております。

○小川(豊)委員 お伺いをいたします。今の内閣の経済政策としては、物価の引下げと通貨の安定ということ、これは経済政策の根幹をなしておる。従つてここに耐乏生活ということが唱えられて、食生活改善運動まで起つておるわけ

昭和二十九年三月二十四日印刷

昭和二十九年三月二十五日発行

けです。耐乏生活を唱道するからには、また指導するからには、これは犠牲と利益というものが公平に行われなければならぬ。この砂糖の場合を見るときに、私が調べたものによりますと、ニューヨークの相場が三セント二五の場合に、日本へ輸入されて来ると、精糖業者は、これは端数はとりませんが、十万吨で二十七億八百万、三セント一〇で入つて来た場合には、これが二十八億六千三百万という利益が精糖会社に諸掛全部とつても入つてゐるのです。こういうことがずっと継続されておる。しかも今度精糖会社の設備能力を見ますと、ここに政府から出されたものを見ますと、たとえば名古屋精糖の例をとつてみると、二十八年度の十二月現在で四百五十五という既設精糖能力、それが二十九年度の一月二十五日現在で千五百という能力に増大されておる。これはひとり名古屋精糖ばかりでなく、その他の諸会社もほとんどどんどん伸びておる。こういうふうな設備を増大しておるということは、これはこういう利益があるから設備を増大して行くのだ。その結果としては、結局外貨の割当を減らして、あるいは消費を規正するような措置をとつて行くとして、この設備の運転がずつと落ちて来ることになる。そうするとコストが高くなつてしまふのではないかと、そういう状態においてどういふふうな手を打たれるつもりかということが一

点。それからこの輸入される砂糖は、耐乏生活を唱へ、食生活改善を唱へるならば、今のような業務用六〇%、家庭用四〇%は、むしろ家庭の煮物用の四〇%をもつと増大して行く必要がある。ところがこういう措置がとられず、依然としてやはり業務用六〇%、家庭用四〇%の程度をとり、こういうことにいたしてゐる。私は政府の生活改善運動、あるいは耐乏生活の運動とこれは矛盾しているのではないかと、思うが、こういう点が一。

そこで最後に、こういう少数の精糖会社に膨大な利益があるにもかかわらず、砂糖消費税を上げて行く。そうして先ほど大臣は、所得税等においても相当引上げてゐるので、砂糖を使う場合にも消費税を少し払つてもいいではないか。これは聞き違いかもしれないが、そういう意見があつたと思ふ。それは犠牲と利益を公平にわかつた合うという建前から言うならば、そこから耐乏生活が生れて来る。そういうことがなされずに、こういうふうな独占的な十八社十九社の会社に大きな利益を享受つて、一方において消費税を高めて行くというところは、これは国民の経済の上からの感情としても納得の行かない措置だと思ふのです。そこでこういうふうなことに、生産能力に精糖能力というものを、生産能力によつて割当を受けますので、ど／＼ふやして行く。これに対してどういふ措置をとるつもりか。

それから十八社十九社の精糖会社が、こういうふうな利益を上げて行くにもかかわらず、なおかつ上げて行く状態の中で、消費税だけを増額して行くことは不合理じやないかということ、これが考えられるのです。これに対していま一度大臣の御説明をお願いいたします。

○小笠原国務大臣 今の砂糖の輸入の關係等は、これは多少生糸に結びついて、いろいろ結びついておるものがあることは御承知の通りで、そのまゝの計算では出て来ないことも御承知だろ／＼と思ひますが、そういうことはあまり言うのもどうかと思ひます。ただ耐乏生活に差控えたいと思ひます。ただ耐乏生活をやるということが普通言われまゝが、私自身としては、実は耐乏生活という言葉を使いたくない、また使つたこともありません。私は合理化生活と言つておる。それは合理的な生活をしてもいい、合理的な生活でありまして、私自身はいつも合理的な生活というのを言つておるのであります。しかしその合理的な生活——今の日本人に相応むだがあることはどなたがお考へになつてもわかる。従つてむだを省いてもらいたい、むだをなくしてもらいたい、こういう点を私は強く言つておるのであります。従つて今お話になつたような、みんなが同じような暮らしをするようにということ、犠牲を同じようにするに——犠牲と言へば犠牲でありまして、少し行き過ぎておるぜいたくをやめてもらいたい。ぜいたくでない方もたくさんあります。これは合理化されておるからおやめになる必要はないと思ひますが、できるだけみんなが合理的な生活をしてもいい。今日の日本人は、正直に言ひまして、世界でおそらくアメリカ人に次いで、ぜいたくな生活をしておることは、世界の輿論だと思ふ。それでこういうことをやめてもらいたいというので申し

ておるのであります。それからさらに今の点について、私の關係について申しますと、これは通産省の所管のことでありまして、通産省は今後どういふ方法でこ

ういつた貿易關係、たとえば輸入についての利益があつたものの利益をさかして、これを輸出増進に向けるようなことにするかについては、それ／＼所管で考へておるでございましょう。これはよその省のことですから私からの答弁を差控えますが、私としてはさつきも申した通り、なるほど砂糖に消費税を課す、二割増加することにしておるけれども、しかしこれは多数の小額所得者の減税をするので、何も今度の税で収入をふやそうとしておるのではない。減税しただけを埋め合せしよ、それだけの趣意から出しておるのであるから、まずその前提として減税無用論が出て来なければ、どうも私の議論はかえるわけに行かない、こう申し

ておるのであります。

○内藤委員長代理 本日はこれをもつて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十三分散会